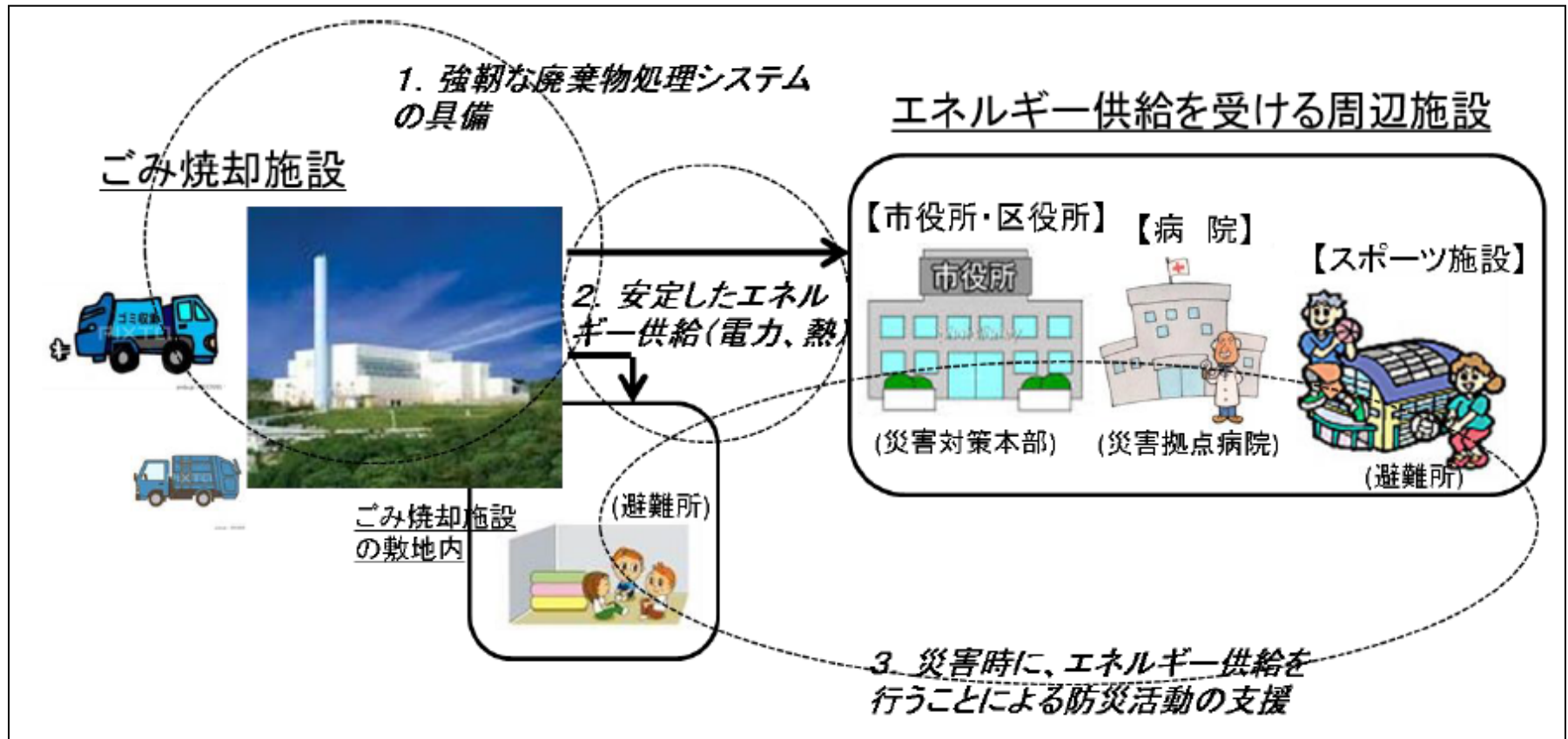


●防災拠点となる廃棄物処理施設の要件

平成 25 年5月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」では、災害対策を強化するため、「地域の核となる廃棄物処理施設においては、地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保することとしています。

これにより、**地域の防災拠点として、特に焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できる。**」としており、これに即した地域の防災拠点となる廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)及び周辺施設のイメージを図 1 に示します。

図1 地域の防災拠点となる廃棄物処理施設等のイメージ



●建築物等の耐震対策

新焼却施設及び粗大・リサイクル施設に係るすべての建築物については、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」に規定される耐震安全性(表1及び表2参照)を考慮して設計・建設を行うものと考えています。

表1 耐震安全性の分類と目標

部位	分類	耐震安全性の目標	重要度係数
（基礎、梁、構造体、床など）	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。	1.50
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。	1.25
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。	1.00
（壁、天井など） 建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。また、機能停止が許されない室においては、要求される機能に応じた検討を行う。	—
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。	—
（配管配線など） 建築配線設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。	—
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。	—

表2 耐震安全性の分類と対象施設

分類		活動内容	対象施設	耐震安全性の分類		
				構造体	建築非構造部材	建築設備
災害応急対策活動に必要な施設	災害対策のための施設 伝達等のための施設 情報	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の情報収集、指令 ・二次災害に対する警報の発令 ・災害復旧対策の立案、実施 ・防犯等の治安維持活動 ・被災者への情報伝達 ・保険衛生及び防疫活動 ・救護物資等の備蓄、緊急輸送活動等 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定行政機関が入居する施設 ・指定地方行政機関のうち地方ブロック 機関が入居する施設 ・指定地方行政機関のうち東京圏、名古屋圏、大阪圏、及び大震災法の強化地域にある機関が入居する施設 	I類	A類	甲類
			<ul style="list-style-type: none"> ・指定地方行政機関のうち上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関が入居する施設 	II類	A類	甲類
	救護施設	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の救護、救助及び保護 ・救急医療活動 ・消火活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院及び消防関係施設のうち災害時に拠点として機能すべき施設 	I類	A類	甲類
			<ul style="list-style-type: none"> ・病院及び消防関係施設のうち上記以外の施設 	II類	A類	甲類
避難所として位置づけられた施設		<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の受け入れ等 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、研修施設等のうち、地域防災計画において避難所として位置づけられた施設 	II類	A類	乙類
全人生命 要確及 な保 施が 施設 物品 にの 必安	危険物を貯蔵又は使用する施設		<ul style="list-style-type: none"> ・放射能若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設 	I類	A類	甲類
			<ul style="list-style-type: none"> ・石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設 	II類	A類	甲類
	多数の者が利用する施設		<ul style="list-style-type: none"> ・文化施設、学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等 	II類	B類	乙類
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・一般官庁施設 	III類	B類	乙類	

ごみ処理施設においては、**災害時においても、自立起動・継続運転が可能**であることや**災害時であってもごみ焼却施設の稼働に伴い発生するエネルギー(電力、熱)を安定して供給できること**等が求められており、さらに、運転員以外にも見学者など、多数の者が利用する施設のため、焼却施設と粗大・リサイクル施設の両方施設における耐震安全性の分類を表3に示すとおり設定したいと考えています。

表3 耐震安全性の分類の設定(案)

部 位	分類	重要度係数
構造体	Ⅱ類	1.25
建築非構造部材	A類	—
建築設備	乙類	—

●プラント設備等の耐震対策

地震発生時におけるごみ処理施設の機能確保を考え、プラント設備等についても建築物と同様に大地震発生時にも大きな補修を行うことなく稼働が可能な設計と考えています。

そのため、機器配管やダクト類の支持の耐震計算には、(社)日本電気協会発行「**火力発電所の耐震設計規程**」を基準とし、**主要設備については、建築物と整合のとれた耐震力を確保するとともに、設備毎に設けられている基準を満足するもの**としています。